

自立支援教育訓練給付金事業について

就職に結びつく可能性の高いと思われる指定した講座（教育訓練給付講座）を受講した場合に、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のない方には受講料の6割相当額（上限20万円（※1））が支給されます。また、教育訓練給付金の受給資格のある方については、受講料の6割相当額（上限20万円（※1））から雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。（※2）ただし、受講前の事前相談及び事前申請が必要です。

※1 専門実践教育訓練講座を受講する場合は、修学年数に40万円を乗じた額が上限となります。ただし、その額が160万円を超えるときは160万円が上限となります。

※2 専門実践教育訓練講座を受講するにあたって、受講料の6割相当額（上限については※1のとおり）が雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を下回る場合は、本給付金の支給対象外となりますので、ご注意ください。

事前相談 申請者、市

申請書提出前に、事前に受講についての相談を受け、その際に受給要件についてお聞きし、給付対象者であるかどうか確認します。また、希望職種、職業生活の展望等をお聞きし、職業経験、技能、資格取得等を確認し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とします。事前相談なく受講を開始した場合には支給の対象となりません。受講を希望する講座の教育訓練施設名、講座名、教育訓練期間、所要費用等がわかるような資料をご持参下さい。

I. 給付対象者

- (1) 東大阪市内に在住する母子家庭の母（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをいう。）又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものをいう。）であること。
- (2) 児童扶養手当の支給を受けていること、または同様の所得水準にあること。
- (3) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して当該教育訓練講座を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- (4) 過去に訓練給付金を受給していないこと。

II. 対象講座

対象となるのは各教育訓練施設が厚生労働省等に指定申請をし、指定を受けた講座です。対象となる講座は数多くあり、また毎年2回、4月1日及び10月1日に指定講座が更新されることから具体的には希望される講座を以下に紹介する各講座検索用ホームページ等で確認していただくか、教育訓練施設へ直接対象講座であるか問い合わせていただく必要があります。

指定基準としては、真に職業に役立つ教育訓練講座を指定するため、趣味的または教養的な教育訓練は対象となりません。入門的・基礎的レベルの講座（高等学校の課程で修得できる水準や一般ビジネス社会において通常の事務処理として行われているパソコン操作技能程度の水準の講座など）も原則として対象になりません。

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（公共職業安定所でも閲覧可能です。）

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



III. 支給額

① 受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有していない方

【一般教育訓練講座及び特定一般教育訓練講座を受講される場合】

受講費用の60%に相当する額とします。ただし20万円を限度とし、1万2千円以下の場合には支給しません。

【専門実践教育訓練講座を受講される場合】

受講費用の60%に相当する額とします。ただし修学年数に40万円を乗じた額を限度とし、その額が160万円を超えるときは160万円が上限となります。1万2千円以下の場合には支給しません。

② 受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有する方

【一般教育訓練講座及び特定一般教育訓練講座を受講される場合】

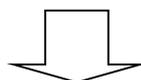
受講費用の60%に相当する額から雇用保険法による一般及び特定一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額とします。

【専門実践教育訓練講座を受講される場合】

受講費用の60%に相当する額（※3）から雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額とします。

※3 修学年数に40万円を乗じた額を限度とし、その額が160万円を超えるときは160万円が上限となります。ただし、その額が雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を下回る場合は、本給付金の対象外となりますので、ご注意ください。

受給資格の有無については、公共職業安定所（近鉄奈良線・大阪線布施駅下車）で確認できます。



自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書(様式1)の提出

申請者→市

添付書類(以下の書類すべて)

ア 当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本(児童扶養手当証書の写を添付される方は不要です。外国籍の方を除きます。)

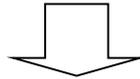
イ 世帯全員の住民票の写し(世帯主氏名・続柄及び戸籍の表示があるもの)

ウ 当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該申請者が児童扶養手当受給者の場合)又は当該申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額等についての市長の証明書

※児童扶養手当を受給されており、かつ世帯主氏名・続柄・戸籍及び個人番号が表示されている添付書類(イ)と、顔写真付きの身分証明書(例:運転免許証)をご用意できる場合は、添付書類(ア)及び(ウ)を省略することが可能です。ただし、児童扶養手当を受給されていない場合は、添付書類(ア)を省略することができませんので、ご注意ください。

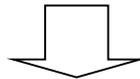
なお、顔写真付きの身分証明書をご用意できない場合はご相談ください。

エ 受講を希望する講座の教育訓練施設名、講座名、教育訓練期間、所要費用等のわかる資料



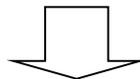
自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書(様式2)による通知

市→申請者



講座受講申請者

指定講座受講終了後



自立支援教育訓練給付金支給申請書(様式3)の提出

申請者→市

【一般教育訓練講座及び特定一般教育訓練講座を受講された場合】

支給申請は、受講修了日の翌日から起算して30日以内に行わなければなりません。

【専門実践教育訓練講座を受講された場合】

○雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有していない方

支給申請は、受講修了日の翌日から起算して30日以内に行わなければなりません。

○雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有する方

専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければなりません。

添付書類（以下の書類すべて）

ア 当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本（外国籍の方を除きます。）

イ 世帯全員の住民票の写し（世帯主氏名・続柄及び戸籍の表示があるもの）

ウ 当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合）又は当該申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額等についての市長の証明書

※世帯主氏名・続柄・戸籍及び個人番号が表示されている添付書類（イ）と、顔写真付きの身分証明書（例：運転免許証）をご用意できる場合は、添付書類（ウ）を省略することが可能です。顔写真付きの身分証明書をご用意できない場合はご相談ください。

エ 自立支援教育訓練給付受講対象講座指定通知書（原本）

オ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書（原本提示の上コピーを取らせていただきます。）

カ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書（原本提示の上コピーを取らせていただきます。）

キ 雇用保険法による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」もしくは「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証」

I. 対象経費について

(1) 受講費用の対象は、入学金（当該教育訓練施設に納付する入学金又は登録料）、受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））及び上記経費の消費税とします。

(2) 受講費用の対象外経費

- ・その他の検定試験の受講料
- ・受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- ・教育訓練の補講費
- ・教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用
- ・学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- ・受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材の購入費等

(3) 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とします。

(4) 教育訓練に係る入学金及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、受講者が支払った費用として教育訓練施設の長が証明する額を対象とします。

(5) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は教育訓練経費に該当しません。

(6) 支給申請時点で教育訓練施設に対して未納となっている入学金又は受講料は対象となりません。

Ⅱ. 教育訓練の受講開始日について

受講開始日は、通学制の場合は対象教育訓練の所定開講日（必ずしも本人の出席第1日目とは限らない）、通信制（通信制に準ずるものを含む。）教育訓練の場合は受講申し込み後はじめて教育訓練施設が教材等を発送した日であって、いずれも教育訓練施設の長が証明する日とします。

Ⅲ. 教育訓練修了証明書及び教育訓練費に係る領収書について

（1）教育訓練修了証明書

教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づき、受講者の教育訓練の修了を認定し発行されたものであること。なお、記載事項について訂正のある場合、教育訓練施設の長の訂正印のないものは無効とする。

（2）教育訓練に係る領収書

教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練費について発行した領収書、またはクレジット契約証明書（クレジット伝票の受講者用控に教育訓練施設が必要事項を付記したものを含む。）とします。

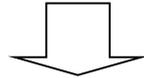
◎次の事項が記載されていること。

ア 「教育訓練施設の名称」、イ 「教育訓練講座名」、ウ 「受講者（支払者）氏名」

エ 「領収額（又はクレジット契約額）」、オ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」

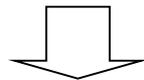
カ 「領収日（又はクレジット契約日）」、キ 「領収印」

※ 領収書については、原本確認後、申請者の了承をいただいた上で写しをとり返却します。



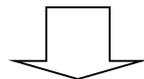
自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(様式4)による通知

市→申請者



自立支援教育訓練給付金請求書(様式5)の提出

申請者→市



自立支援教育訓練給付金の支給

市→申請者

教育訓練給付金の支給については、支給決定を受けた本人の普通預金口座への口座振込みとなります。

<お問い合わせ先>

東大阪市子どもすこやか部

子ども家庭課

TEL 06-4309-3194

FAX 06-4309-3817